

令和3年9月10日

川西市総務部職員課

川西市職員の懲戒処分等について

令和3年9月10日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった課長級の職員は、令和元年7月より庁舎敷地内での喫煙行為が禁止となったにもかかわらず、令和2年度前後から、毎日ではないが、保健センター東側非常階段にて勤務時間開始前・昼休み・勤務時間終了後に喫煙を行うようになった。また、今年度くらいからは、週に1,2度、勤務時間中にも数分間離席して喫煙を行うようになった。

再三にわたる注意喚起の中、管理職という重要な職責にあるにもかかわらず、勤務時間中の喫煙や、禁止された区域内での喫煙行為に及んだものである。

また、懲戒処分の対象となった会計年度任用職員についても、同様に保健センター東側非常階段にて、毎日ではないが、勤務時間開始前・昼休み・勤務時間終了後に喫煙を行い、週に1,2度、勤務時間中にも数分間離席して喫煙を行った。

このことは、職務命令に違反する行為であり、また、職務専念義務に違反する行為であった。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
健康増進部	課長級	50歳代(男性)	R3.9.10	減給1箇月(給料月額 の10分の1)
健康増進部	会計年度 任用職員	60歳代(男性)	R3.9.10	戒告

3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
健康増進部	部長級	50歳代(男性)	R3.9.10	文書訓告 (管理監督責任)
健康増進部	副部長級	50歳代(女性)	R3.9.10	文書訓告 (管理監督責任)

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142